

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎ ⑤3236

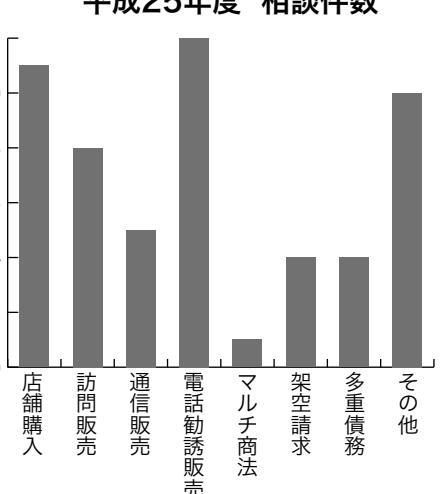
VOI-27

平成25年度の相談状況

平成25年度の市消費生活センターの相談件数は55件で、平成24年度の72件（司法書士相談を含めると100件）に比べて減少しています。

相談内容別みると、電話勧誘販売および店舗販売、訪問販売などが上位を占め、次いで、通信販売、多重債務、架空請求などと重債務、架空請求となっています。

悪質商法の手口として、注文しない健康食品を送りつけたり、警察や公的機関の職員を名乗って銀行やコンビニのATM（現金自動預け払い機）に誘導しお金を振り込ませるなど、高齢者をターゲットにした手口が増加傾向にあります。

消費生活センターキャラクター
正義の味方、ひっかかるカモ

【事例2】劇場型詐欺

A社からカンボジアの農業用不動産の投資に関するパンフレットが届いた翌日、B社から、「パンフレットにあるようにA社がカンボジアの土地を坪15万円で販売している。購入

親戚の高齢の女性が、金融機関で大金を引き出していた。どうしたのか聞いたところ、公的機関を名乗る男性が突然自宅を訪ねてきて、「あなたは過去にいろいろな業者から寝具を購入しているため、今後も勧説が続く。訪問販売業者が来ないようにして150万円必要」と言われ、現金を下ろしにきたということだった。この後その男性が自宅にお金を取りに来るらしい。不審に思うがどうしたらよいか。



市消費生活センターでは、啓発パンフレットを配布しています。必要な方はご連絡ください。

してくれたらうちは倍以上の価格で買取る」という電話があった。怪しいと思うがどうしたらよいか。

【事例3】靈感商法

雑誌の広告を見て9千円の開運ブレスレットを購入した。後日その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば靈能者が運勢を見る」と言われた。試しに送ってみたところ、「先祖の供養をしたほうが多い。しないと親や子どもに災いが降りかかる」などと言われ、洗脳されたようになつて50万円振り込んでしまった。その後も祈とうが必要だと言われ、300万円振り込むよう要求された。「誰かに言うと、その人にも災いが起こるので話してはいけない」と言われているが、あまりに高額な請求におかしいのではないかと思い始めた。

【アドバイス】

契約金額が5万円を、契約期間が1ヶ月を超えるエステの契約は、契約書面を受け取ってから8日間以内はクリーリング・オフできます。また、契約期間内であれば一定の解約料を支払って、中途解約できます。しかし、長期、高額な契約の場合、仕事などの理由で契約期間内に全てのサービスを受けられることがありますが、契約期間を過ぎていれば中途解約できません。困ったときは消費生活センターへ。

(20歳代、女性)

エステティックサービスの強引な勧誘に注意

消費者シリーズ

No. 180